

## 総務産業常任委員会

平成29年7月12日（水）

午前9時58分開会

○三鬼（和）委員長 おはようございます。定刻となりましたので、この時計はちょっとまだあるんですけど、全員そろいましたので、ただいまより平成29年第2回尾鷲市議会定例会における総務産業常任委員会を開会いたします。

最初に、市長より御挨拶いたします。

○岩田市長 皆さん、おはようございます。

本日は、総務産業常任委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。さて、当委員会に付託されております議案につきましては4議案であります。そのうち、議案第35号、尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから議案第37号、尾鷲市職員退職手当条例の一部改正についての3議案は総務課より、議案第38号、尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてにつきましては、防災危機管理室からそれぞれ説明いたさせますので、よろしく御審議賜り、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○三鬼（和）委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局長、進行表をお示してください。本日の会議は、この進行表のとおり、先ほど市長からも御挨拶の中にありましたように、付託議案、総務課にかかわる議案3件と防災危機管理室に関する議案1件でございます。また、その他、報告事項等とか、今後の委員会のあり方については、付託議案が終了後、皆さんに御相談がございますので、また追って相談させていただきます。

○奥田委員 今、進行については相談という話がございましたけれども、付託議案は、当然、定例会ということですので審議するのはわかりますが、この定例議会で4カ月やっていないわけですから、通常の常任委員会もほとんど開かれていませんよね、選挙もありましたし。そういう中で、総務課と防災危機管理室だけの議案だけの審議で常任委員会が終わってしまうというのは、私はこれで本当にいいのかなど。

以前も、全員協議会では議論しないと、常任委員会で議論しようという話があった中で、こういう議案だけの審議だけで終わってしまうのだったら、常任委員会の意味をなさないと思うんですよね。だから、ぜひ、所管の課も全部呼んで

いただいて、4カ月やっていないわけですから、常任委員会、その間にいろんな行政が動いているわけですね。その間の報告事項、そしていろんな課題があると思うので、ぜひその辺の。

皆さんも選挙が終わって、いろんな市民の方々の御意見を聞いていると思うんですよ。だからそういうことで、所管の各課は全部呼んでいただいて報告を受けるべきではないかなというふうに思うんですけど。僕は、最初から書いておいてほしいなど、各課の全部報告を受けるというのは当然だと思うんですけど、いかがですか、委員長。

○三鬼（和）委員長 その点につきまして、この審査が終わり次第、皆さんとお話し合いをさせていただきます。各課を回りましたが、3月定例会以降、報告事項がないということでしたのと、あと、岩田市長が今月をもって御退任されて新しい市長になるということで、地方創生等々につきまして、新しい方針が決まったときに報告させてほしいということでしたので、その辺もこの審査が終わった後にお話し合いをさせていただきたいと思います。

何か聞きたいことはございますか、各課で。アルファで聞きたいことはありますか。

○奥田委員 ただ、後で審議すると言ったって、各課長、きょうは呼んでいないわけですよ。ということは、後で審議したって、委員長、今の話だったら、課長を呼ぶ気はないような話ですよ。

○三鬼（和）委員長 済みません、審議事項はございません。審議事項はこの件しかございません、今定例会において。

○奥田委員 いやいや、そうじゃなくて、委員長。

○三鬼（和）委員長 報告事項があるかないかということでしょう。審議事項はこの4件しかございませんので、今定例会における審議事項は4件しかございません。

○奥田委員 今定例会で総務産業常任委員会として、この4件の付託議案だけの審議で終わるんだと、委員長がそう判断されればそれで構いませんけど、でも、幾ら市長がおやめになるといっても、行政は生き物のように動いていますからね、この4カ月の間も。さらにまた新市長が来たって、まだ9月まで定例会はないわけでしょう。ですから、やっぱり報告事項がないということは僕はないと思うし、その他のことでも、私どもも、選挙を通して市民の方からいろんなことをお聞きしましたし、そういうことをお聞きしたいことも多々ありますから、その辺はぜひやるべ

きではない。委員長は4議案だけの審議で、今回は、7月定例会はこれでいいんだと、皆さんもそれでいいんだというならそれで構いませんけど、本当にそれで常任委員会の役割というのは果たせるのかなと。本当に市議会としてこれでいいのかなという気もしますけど。委員長がそれでいいというならいいですよ。これは、でも……。

○三鬼（和）委員長　　今定例会冒頭に休会中も継続的にいろいろな審議ができるということになっておりますので、この扱いについて、この終了後に御相談をさせていただきます。

○奥田委員　　委員長、でも……。

○三鬼（和）委員長　　奥田委員、各課で何かお伺いしたいことがあったら具体的に言ってください。そのことによって来ていただきます。

○奥田委員　　皆さんもあると思うんですよ、選挙を通してね、それは、当然あるでしょう。いろんな意見、市民の方々の御意見を聞いていると思うし、この4カ月やっていないわけですから……。

○三鬼（和）委員長　　ほかの委員さんはいいですけど、奥田委員、どこかお伺いしたいことは……。

○奥田委員　　全部ありますよ、全課ありますよ。建設もあるし、商工もあるし、全部ありますよ。

○三鬼（和）委員長　　それは、各課に尋ねたら済む話じゃないんですか。

○奥田委員　　それは、行政として、タブレットを導入してから、生活文教もそうですけど、総務産業もそうですけど、委員会というのはほとんど、以前と比べたら開催の頻度が物すごい減っているわけですよ。格段に減っていますよね。減っていますよ。だから、そういうことに対して、幾ら僕らがタブレットで各課から、担当課から情報をもらっているといっても、やっぱり委員会を開くことによって、それがワンセグでも放送され、新聞にも載り、地元新聞、市民の方々が情報を共有できるわけですよ。皆さんが知り得るわけですよ。市会議員だけ情報をもらってタブレットで知っておったらいいんだと。それだったらそれで構いませんよ。でも、それで本当に我々が市民の代表として、市議会議員として選ばれた者として、それで本当にいいのかと。

委員会もまともに開かんと来て、本当にこの1年、下手すると2年ぐらいですか、ほとんど委員会なり、開かれていないんですよ、まともな委員会。それで定例議会で審議できるかなと思ったら、定例議会でも、全然、付託議案だけの審議で終わ

ってしまう。じゃ、常任委員会というのは何なんですかと。議会改革の中で、全員協議会では議論をやめましょうと、報告だけにしてもらいましょうと。常任委員会でしっかり議論しましょうという話がある中で、常任委員会が何の機能も果たしていないじゃないですか、これだったら。僕は非常に疑問ですけど、委員長がそれでいいというなら構いませんけど、僕は大いに疑問があります、これは。

○三鬼（和）委員長　それでは、委員会を再開させていただきます。

まず、総務課にかかわる議案3件、議案第35号、尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから、議案第37号、尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について、3件報告していただきます。

○下村総務課長　それでは、提出議案について、総務産業常任委員会進行表に基づき御説明いたします。

まず、議案書の1ページをごらん願います。

議案第35号、尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてにつきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律が平成29年4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。児童福祉法等の一部を改正する法律の概要といたしましては、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待に努め発生予防から自立支援まで、一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等が主なものとなっています。

本市条例の改正は、この児童福祉法の改正により、養育里親について都道府県知事が行う研修を終了し、養子縁組みによって養親となること等を希望する者のうち、里親名簿に登録された者とする等が法定化されたことによる用語の改正を行うものであります。

新旧対照表の1ページ、2ページをごらん願います。

改正後の欄にアンダーラインが引いてありますが、法律上の子に加え、里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者としていましたが、今回の改正で、養子縁組里親である職員に委託されている児童と改めるものであります。この養子縁組里親が児童福祉法の改正により、法定化された児童の健全な育成に図り、養育の質を全国的に一定の水準を確保するための研修を終了し、養子縁組里親名簿に登録された者を指すものであります。

次に、議案第36号、尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

につきましては、議案第35号同様、養子縁組里親用語の改正及び育児休業の取得や再延長ができる特別な事情として、保育所等に入所できない場合についても対象となるよう、本条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表の4ページ、5ページをごらん願います。

主な改正といたしましては、第2条の2で、議案第35号と同様の養子縁組里親に係る改正、第3条、第4条、第11条では、育児休業の取得や再延長のできる自由について、保育所等に申し込みを行っているが、当面実施が行われないことをそれぞれ追加するものであります。

続きまして、議案第37号、尾鷲市退職手当条例の一部改正についてにつきましては、雇用保険法の改正により、失業等給付の給付内容等が変更されることに伴い、失業者の退職手当について定めた本条例が改正する等の所要の改正を行うもので、概要といたしましては、雇用保険法における求職活動支援費に相当する額を退職手当として支給する者の該当要件を明記するものであります。

新旧対照表の7ページをごらん願います。

主な改正といたしましては、第10条第10項に第2号を加えるもので、雇用保険法で定める求職活動支援費にかえて相当額を退職手当として支給できる者の要件として、アでは、期間に定めのある労働契約が終了した者や、心身の状況や激甚災害等により離職を余儀なくされた者を追加し、イでは、障害等の理由により再就職が困難な者を追加するものであります。

公務員につきましては、雇用保険法の対象になっていないということで、公務員には国家公務員退職手当法という法律で定められた退職金の基準があり、地方公務員は、これに準じて条例が制定されています。公務員の退職金が失業保険のかわりとなっており、この退職手当が民間の失業保険でもらう総額より低い場合、差額が補填されることとなっております。当然、短期間で退職した場合に限りますけど、1年、2年で退職した場合、そういうことが起こり得るということでございます。

以上をもちまして、総務課からの提出議案の説明とさせていただきます。

○三鬼（和）委員長　総務課より説明をいただきました。

まず、議案第35号及び36号につきましては、関連しておりますので、この2議案について御質疑がございましたらお願いいたします。

○奥田委員　議案第35号についてちょっとお尋ねしたいんですけれども、新旧対照表で、今、通知しましたけれども、新旧対照の1ページ、改正前は、見ると、里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって、養親、

育ての親ということね、養親と書くんですね、養親となることを希望している者と。これが改正されて、養子縁組里親である職員に委託されている児童ということで、これだけ見ると、希望している段階で認められていたのにもかかわらず、養子縁組しないとだめなのかなというふうに読み取れるんですけど。読み取れますね、言葉だけとると。だから、その辺のところを詳しく説明してもらえませんか、課長。

○下村総務課長　この条例改正は3月の定例会でも条例改正がありまして、そのときの改正では、法律上の子のみであったものを拡大するというので、養子縁組した子供もこれに該当するということでしたんですけど、今回の児童福祉法の改正で、養子縁組も簡単にはできず、国のある程度定めた研修を履修し、養子縁組名簿に登録された。簡単な養子縁組ではなく、ある程度の研修も履修された方が、厳格になったということになります。

○奥田委員　厳格に。

○下村総務課長　養子縁組をただ単純にするのではなく、ある程度基準に沿った研修を受けていただいた方で、さらに県のほうで認められたような名簿にきちっと登載された方が、この養子縁組里親になるということになったそうです。

○奥田委員　それはわかっているんですよ。それはわかっているんです。私が聞いているのは、今、課長言われたのは、児童福祉法の第6条の4の第2号でしょう。養育里親になるためには一定の研修を受けて、養育里親名簿に登録された者を言う。それはわかるんですけど、この条例の中の文言として、これまでは養子縁組によって養親となることを希望している職員が深夜の勤務はさせてはいけないということだったのが、養子縁組里親である職員が深夜の勤務をさせてはいけないという規定なんですけど、そうすると、条例的には後退したということですか。希望が養子縁組したらなあかんとかいうふうにとれるんですけど。そのことを聞いておるんですけど。

○下村総務課長　従前は、養親となることを希望しているだけだったんですけど、今回の改正により、必ず養子縁組里親になっておる人、職員ですね、うちの条例ではというふうに改するんですけどね。

○奥田委員　私も、この里親、かなり調べたんですよ、難しいもんですからね、法律用語というのが。養育里親というのは、さまざまな事情によって家族と一緒に暮らせない子供を一定期間、自分の家庭で養育する里親のことを言うんやと。今回出てきた、課長、僕が調べた限りですよ、何で希望がなくなって厳格になったのかなと僕は思うたんやけれども、実際違うんじゃないかなと思うんですよ。養子縁組

里親という言葉の中に、養子縁組によって子供の養親、育ての親になることを希望する里親も含まれておるわけですね。含まれておるものでこういう書き方になるんじゃないんですか。そうなったんですよ。そうやもんで、希望というのが抜けて、養子縁組里親みたいな。その中に希望している里親も入っておるといようなことが僕が調べた限り出たおったもので、そういうことでいいんでしょう、多分。

○下村総務課長　私も、児童福祉法等の一部を改正する法律案だけで、福祉のほうでもそういうことなんやなということを確認しただけですので、今、奥田委員さんがそこまで調べられておるのであれば、そういうことかなと。わかりました。

○三鬼（和）委員長　よく、相続なんかで、実子と養子が法律的に同じじゃないですか。そういった形、養子縁組里親というのはそういった立場になるということですか。どうなんですか。ただ育てるのみの養子と、その養子とは違うんですか。その辺、どうですか。

○下村総務課長　先ほど委員長が言われましたように、法律上の子のみであったものを、特別養子縁組の成立に係る監護を厳に行う者というのが3月の条例改正で、そこまで拡大するというふうになったものであります。

○奥田委員　実際、これに該当する職員というのは何人ぐらいいるんですか。

○下村総務課長　ゼロです。

○奥田委員　残念やね。

○三鬼（和）委員長　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長　ないようでしたら、議案第37号、職員の退職手当条例の一部改正について、これについて質疑がございましたらお願いいたします。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長　ないようですので、これで総務課にかかわる。御苦労さんでございました。

それでは、防災危機管理室にかかわるまで、暫時休憩いたします。

（休憩　午前10時20分）

（再開　午前10時21分）

○三鬼（和）委員長　それでは、会議を再開いたします。

次に、防災危機管理室にかかわる議案としまして、議案第38号、尾鷲市消防団

員等公務災害補償条例一部改正について、御説明を願います。

○神保防災危機管理室長　それでは、防災危機管理室より、議案1件について説明させていただきます。

議案第38号、尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明いたします。

平成29年第2回尾鷲市議会定例会議案書の8ページから9ページ及び条例等一部改正案新旧対照表の10ページから11ページでございます。

今回の条例の一部改正につきましては、平成28年11月に、給与法、一般職の職員の給与に関する法律の改正により、平成29年度以降、扶養手当支給額が段階的に変更し、改正されることに伴い、基準政令で定められている補償基礎額の加算額についても改正を実施することになりました。

改正概要といたしましては、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る基礎額について、扶養親族がある場合における加算額を改正し、下線部分が改正箇所になってございます。なお、加算額の概要につきましては、別表の加算額表を御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

議案第38号についての説明は以上でございます。

○三鬼（和）委員長　以上が防災危機管理室からの条例の説明でございます。具体的には金額が下がったんですね。

○神保防災危機管理室長　そうです。

○三鬼（和）委員長　御質疑がございましたらお願いいたします。

○奥田委員　今、委員長のほうからも補償基礎額が下がったという話があったんですけど、この配偶者を見ても、433円から333円、100円ということは、4分の1ぐらい下がっておるわけですけど、何ですか。

○神保防災危機管理室長　去年の12月8日の総務産業常任委員会でも、人事院勧告による給与等改正で総務課のほうから説明させていただいていますが、その改正に伴い、消防団員のほうも順を追って支給額の金額が段階的に実施されているということでございます。

○奥田委員　そうすると、今、職員も下がっているということですか、それに連動してということですか。職員は下がっていましたっけ。尾鷲市役所の給与とかを見ておると、上がっておるようなイメージしかないんですけど、僕は。

○神保防災危機管理室長　去年の11月、給与法の一般職の職員の給与に関する法律ということで御説明もさせていただいていると思うんですけども、詳しいこ

とは総務のほうで実際説明していますので。

○三鬼（和）委員長 他にございませんか。

ちなみに、市長、当市における消防団員等の手当等は、大分下げてはいただいておりますけど、そんなに南部のほうでも高いあれではないのに、こういったのを据え置くというか、保留にするという考えはなかったんですか。

○岩田市長 本来の手当とか、そういったものについては、まだまだ不十分だと思っておりますので、むしろそちらのほうを充実させることをこれから考えていきたいと思っております。

○三鬼（和）委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長 ないようですので、防災危機管理室に関する審査を終わります。

総務産業常任委員会として、市長もこれは最後の委員会出席だと思うので、改めて市長に何か御質問等がございましたら。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長 じゃ、御苦労さまでございました。

それでは、付託議案の採決を行います。

議案第35号、尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者の挙手をお願いいたします。

（挙 手 全 員）

○三鬼（和）委員長 挙手全員でございます。

続きまして、議案第36号、尾鷲市職員の育児休暇等に関する条例の一部改正について、可決すべきとする者の挙手をお願いいたします。

（挙 手 全 員）

○三鬼（和）委員長 挙手全員でございます。

議案第37号、尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について、可決すべきとする者の挙手をお願いいたします。

（挙 手 全 員）

○三鬼（和）委員長 挙手全員でございます。

議案第38号、尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、可決すべきとする者の挙手をお願いいたします。

（挙 手 全 員）

○三鬼（和）委員長 挙手全員でございます。

付託議案につきましては、全会一致をいたしまして、全議案とも可決すべきものと決しました。

この際、委員長報告において、皆さんの御発言の中から、奥田委員、特にありませんか。

○奥田委員 はい。

○三鬼（和）委員長 じゃ、このまま報告させていただきます。以上が付託議案に対する結果でございます。

それから、今から、付託議案等を過ぎましたので、委員会運営について、先ほど冒頭で奥田委員からも御指摘がございましたので、この辺を委員の皆さんにもちょっと御相談させていただきたいと思っております。

奥田委員が言われましたように、私、この定例会が始まる前に、副委員長とも相談しまして、各課に対して聞き取り等も行わせていただいたんですけど、現状として、3月定例会で審査しましたこと、議会の選挙もございましたが、市長選があったということで、大きな動きがないということで、それから、新たに5人の新しい議員の皆さんがかわりましたので、地方創生についても、できたら説明願いたいということで市長公室等にもお話ししたんですけど、市長もかわられるということで、若干ひょっとして手直し等があるかもしれないということで、この辺は、新しい市長と一度相談してから委員会のほうに、これまでのこと、3月議会で決まったことを含めて進めるかどうかを一遍また説明する機会を持たせてほしいということでした。

それから、先ほどの総務産業常任委員会につきましても、庁舎の耐震計画がございまして、今回これもここでちょっと説明してくれというお願いもしたんですけど、これにつきましても、新しい市長の方針も聞いた上で報告会、勉強会等を持ちたいということでしたので、ちょっと時間が欲しいということです。

これとは別に、副委員長とか、新しい委員さんも含めた中で、継続して休会中も審査できるということで、管内視察等々を兼ねた関係各所とのお話し合いをこの定例会が済んだらさせていただき、それから新しい市長になったら、一度奥田委員の御指摘があった部分も含めて、委員会をもう一遍持っていくという形で進めさせていただきたいと思っておりますので。

現在、水産関係、それから農林の関係、商工会議所さん、あと委員会としましては、耐震であるとか、地方創生、また建設課、農林課等も聞き取りをさせていただ

こうと思っておるんですけど、こういったのを定例会が済んだ後に進めていきたいと思っておりますので、委員の皆さんには、都合が悪い日があったら、前もって言うておいていただいて、計画が立ったときに、また日にち等をさせていただけると。

最初に、水産関係、市場関係であるとか、大手の水産事業所等々と交渉して、尾鷲の水産スタートをしていきたい。それから、総務産業については、かなり管内視察等も、改選前も行っではおるようなんですけど、これまでは、水産関係の各地区とかを回っておった経緯もございますので、そういったものも含めて、できる限り地場産業の件については管内視察もさせていただきたいと思っております。

まずこれが1点と、それから、管外視察について、時期的には9月議会終了後、10月には議会報告会等もございますが、日程的には10月か、11月の半ばぐらいまでが管外視察を計画すべき期間かなと思っておりますので、皆さんの中から、こういったところをぜひ先進視察したいというところがあったら、私のほうなり、事務局のほうなり、言っていただきたい。もしそういうのがなかったら、副委員長とまた進めさせて、議長とも相談しながら、今の尾鷲市にとって何がいいのかというのを進めながら行おうと思っておるんですけど、この辺についてももし御意見がありましたらお願いいたします、この2件について。

○奥田委員 管内視察ですけど、ぜひどんどんやっていただきたいと思うんですよ。というのは、総務のほうは結構やっていますよね、去年もおととしも。生活文教は、この2年間を見ても、1回だけ製造工場に行っただけで、管内視察をやらなかったんですよ。ですから、総務はやっていますので、ぜひいろんなところを、管内視察をお願いしたいと思います。管外視察は正副委員長でお任せしますわ。いいでしょう、皆さん。どうなんですか。

○三鬼（和）委員長 管内視察については、総務で残ったのが私と小川委員で、旧議員も新しい人も初めてということになると思うので、積極的に行いたいと思っています。管外視察についても、私のほうで案を副委員長とつくらせていただいて、皆さんに相談させていただく格好で、いいですか、それで。

それでは、先ほど奥田委員からも御指摘がございましたように、内部的なことも、報告があるとか、そういったことがあり次第、委員会は休会中も開かせていただく予定でございますので、御理解願いたいと思います。

ほかに皆さんからはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長 ないようでしたら、今回、この定例会における総務産業常

任委員会を閉じたいと思います。御苦労さんでございました。

(午前 10 時 35 分 閉会)